

## ① 精神病床における多職種協働の推進

### 第1 基本的な考え方

多職種の配置による質の高い精神医療の提供を推進する観点から、急性期等の入院料における精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師の病棟配置について新たな評価を行う。

### 第2 具体的な内容

精神病棟入院基本料及び特定機能病院精神病棟の13対1入院基本料及び15対1入院基本料並びに精神科急性期治療病棟入院料2において、精神保健福祉士、作業療法士又は公認心理師を看護職員と併せて配置した際の評価として、「精神病棟看護・多職種協働加算」を新設する。

改 定 案	現 行
<p>【精神病棟入院基本料】 [算定要件] 注1～6 (略)</p> <p>7 1のイの(2)若しくは(3)、1の口の(2)若しくは(3)又は2の口若しくはハにおいて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。</p> <p>イ <u>精神病棟看護・多職種協働加算</u>（急性期病院A精神病棟入院料13対1入院基本料の場合） <span style="float: right;">357点</span></p> <p>ロ <u>精神病棟看護・多職種協働加算</u>（急性期病院A精神病棟入院料15対1入院基本料の場合） <span style="float: right;">196点</span></p> <p>ハ <u>精神病棟看護・多職種協働加算</u>（急性期病院B精神病棟入院料13対1入院基本料の場合）</p>	<p>【精神病棟入院基本料】 [算定要件] 注1～6 (略) (新設)</p>

- 合) 357点
- 二 精神病棟看護・多職種協働  
加算（急性期病院B精神病棟  
入院料15対1入院基本料の場  
合） 196点
- ホ 精神病棟看護・多職種協働  
加算（精神病棟入院料13対1  
入院基本料の場合） 357点
- へ 精神病棟看護・多職種協働  
加算（精神病棟入院料15対1  
入院基本料の場合） 196点

【特定機能病院入院基本料】

[算定要件]

注1～10 (略)

11 1のハの(3)若しくは  
(4)、2のハの(3)若しく  
は(4)又は3のハの(3)若  
しくは(4)において、別に厚  
生労働大臣が定める施設基準に  
適合しているものとして保険医  
療機関が地方厚生局長等に届け  
出た病棟に入院している患者に  
ついて、次に掲げる点数をそれ  
ぞれ1日につき所定点数に加算  
する。

- イ 精神病棟看護・多職種協働  
加算（特定機能病院A13対1  
入院基本料の場合） 356点
- ロ 精神病棟看護・多職種協働  
加算（特定機能病院A15対1  
入院基本料の場合） 91点
- ハ 精神病棟看護・多職種協働  
加算（特定機能病院B13対1  
入院基本料の場合） 357点
- ニ 精神病棟看護・多職種協働  
加算（特定機能病院B15対1  
入院基本料の場合） 92点
- ホ 精神病棟看護・多職種協働  
加算（特定機能病院C13対1  
入院基本料の場合） 355点
- へ 精神病棟看護・多職種協働  
加算（特定機能病院C15対1

【特定機能病院入院基本料】

[算定要件]

注1～10 (略)

(新設)

入院基本料の場合) 90点

【精神科急性期治療病棟入院料】

[算定要件]

注1～3 (略)

4 精神科急性期治療病棟入院料

2において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして保険医療機関が地方厚生局長等に届け出た病棟に入院している患者について、次に掲げる点数をそれぞれ1日につき所定点数に加算する。

イ 精神病棟看護・多職種協働加算（精神科急性期治療病棟入院料2の場合）30日以内の期間 123点

ロ 精神病棟看護・多職種協働加算（精神科急性期治療病棟入院料2の場合）31日以上60日以内の期間 107点

ハ 精神病棟看護・多職種協働加算（精神科急性期治療病棟入院料2の場合）61日以上90日以内の期間 58点

【精神病棟入院基本料】

[施設基準]

四の二 精神病棟入院基本料の施設基準等

(1)～(8) (略)

(9) 精神病棟入院基本料の注7に規定する厚生労働大臣が定める施設基準

イ 精神病棟看護・多職種協働加算（13対1入院基本料の場合）の施設基準

① 当該病棟において、一日に看護を行う看護職員、作業療法士、精神保健福祉士及び公認心理師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。

【精神科急性期治療病棟入院料】

[算定要件]

注1～3 (略)

(新設)

【精神病棟入院基本料】

[施設基準]

四の二 精神病棟入院基本料の施設基準等

(1)～(8) (略)

(新設)

② ①の規定にかかわらず、  
当該病棟において、作業療  
法士、精神保健福祉士又は  
公認心理師の数は、一以上  
であること。

③ 当該病棟の入院患者の平  
均在院日数が60日以内であ  
ること。

ロ 精神病棟看護・多職種協働  
加算（15対1入院基本料の場  
合）の施設基準

① 当該病棟において、一日  
に看護を行う看護職員、作  
業療法士、精神保健福祉士  
及び公認心理師の数は、常  
時、当該病棟の入院患者の  
数が十三又はその端数を増  
すごとに一以上であるこ  
と。

② ①の規定にかかわらず、  
当該病棟において、作業療  
法士、精神保健福祉士又は  
公認心理師の数は、一以上  
であること。

③ 当該病棟の入院患者の平  
均在院日数が100日以内で  
あること。

【特定機能病院入院基本料】

[施設基準]

五 特定機能病院入院基本料の施設  
基準等

(1)～(9) (略)

(10) 特定機能病院入院基本料の  
注11に規定する厚生労働大臣が  
定める施設基準

イ 精神病棟看護・多職種協働  
(特定機能病院13対1入院基  
本料の場合)の施設基準  
四の二の(9)のイを満た  
すものであること。

ロ 精神病棟看護・多職種協働  
加算(特定機能病院15対1入  
院基本料の場合)の施設基準

【特定機能病院入院基本料】

[施設基準]

五 特定機能病院入院基本料の施設  
基準等

(1)～(9) (略)

(新設)

四の二の（９）の口を満たすものであること。

【精神科急性期治療病棟入院料】

[施設基準]

十五 精神科急性期治療病棟入院料の施設基準等

(1)～(5) (略)

(6) 精神科急性期治療病棟入院

料の注４に規定する精神病棟看

護・多職種協働加算の施設基準

四の二の（９）の口の①及び

②を満たすものであること。

【精神科急性期治療病棟入院料】

[施設基準]

十五 精神科急性期治療病棟入院料の施設基準等

(1)～(5) (略)

(新設)